(c) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してイラク共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d) 計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してイラク共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8 イラク共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b) (a) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びイラク共和国の一般公衆の安全を可能な限り確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9 イラク共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 計画に関連するその他の情報

10 両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11 この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解をイラク共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のイラク共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年五月二十九日にバグダッドで

在イラク共和国
日本国臨時代理大使　向賢一郎

イラク共和国財務大臣
ラーフィウ・ヒヤード・アル・イーサーウィー閣下

付表

1 事業計画名	2 供与限度額	3 利子率（パーセント）	4 償還期間	5 支出期間（借款契約の発効の日の後）
1 保健セクター復興計画	百二億四千五百万円			
		○・六五	十年の据置期間の後三十年	十年
		コンサルタントに対する支払部分 ○・〇一		
2 主要都市通信網整備計画	百十六億七千四百万円			
		○・六五	十年の据置期間の後三十年	十年
		コンサルタントに対する支払部分 ○・〇一		
3 ベイジ製油所改良計画（調査・設計等のための役務）	二十六億七千六百万円	○・〇一	十年の据置期間の後三十年	十年
総額	二百四十五億九千五百万円			

（イラク側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をイラク共和国政府に代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のイラク共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十二年五月二十九日にバグダッドで

イラク共和国財務大臣
ラーフィウ・ヒヤード・アル・イーサーウィー

在イラク共和国
日本国臨時代理大使　向賢一郎殿

○外務省告示第三百二十七号

平成二十四年五月二十九日にバグダッドで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がイラク共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十五年九月二十六日に効力を生じた。

平成二十五年十一月五日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

在イラク共和国
日本国臨時代理大使　向賢一郎殿

閣下

書簡をもって啓上いたします。本官は、イラク共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とイラク共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1 四百二十四億三千五百万円（四二、四三五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、バスラ製油所改良計画（第一期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、イラク共和国政府に供与されることになる。

2 (1) 借款は、イラク共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a) 償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b) 利子率は、年〇・二パーセントとする。

(c) ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d) 支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(e) 借款の未支出残高に対して年〇・一パーセントの率で手数料が課されることになる。

(2) (1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3) (1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。